

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	特定公的給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、特定公的給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県吾妻郡中之条町長

公表日

令和7年11月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特定公的給付金の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金【中之条町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務】令和三年度子育て世帯への臨時特別給付(予備費)【令和3年度中之条町子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))支給事務】令和三年度子育て世帯への臨時特別給付(補正予算)【令和3年度中之条町子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))支給事務】令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金【令和3年度中之条町子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務】電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和4年度中之条町子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)支給事務】令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金【中之条町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務】令和四年度出産・子育て応援給付金【令和4年度出産・子育て応援ギフト】令和五年度出産・子育て応援給付金【令和5年度出産・子育て応援ギフト】令和五年度子育て世帯生活支援特別給付金【中之条町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務】令和五年度物価高騰対策給付金(第一号)【令和5年度中之条町低所得世帯支援給付金(こども加算)支給事務】令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)【令和6年度中之条町低所得者支援及び定額減税補足給付金(非課税世帯)支給事務】令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)【令和6年度中之条町低所得者支援及び定額減税補足給付金(均等割のみ課税世帯)支給事務】定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)【令和6年度中之条町低所得者支援及び定額減税補足給付金(調整給付)支給事務】令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)【令和6年度中之条町低所得者支援及び定額減税補足給付金(こども加算)支給事務】令和六年度出産・子育て応援給付金【令和6年度出産・子育て応援ギフト】令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)【令和6年度中之条町住民税非課税世帯支援給付金支給事務】令和六年度物価高騰対策給付金(第二号)【令和6年度中之条町住民税非課税世帯支援給付金(こども加算)支給事務】定額減税補足給付金(不足額給付)【令和7年度中之条町低所得者支援及び定額減税補足給付金(不足額給付)支給事務】
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム 住登外者宛名番号管理機能

2. 特定個人情報ファイル名

給付金支給対象者ファイル
宛名情報ファイル
住登外者宛名ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表135の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条・番号法第9条第2項に基づく中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中之条町条例第38号)第4条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表135の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条・番号法第9条第2項に基づく中之条町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年中之条町条例第38号)第4条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	1~6、9~12、14、16、17住民福祉課 7、8、15保健環境課 13、18税務課
②所属長の役職名	1~6、9~12、14、16、17住民福祉課長 7、8、15保健環境課長 13、18税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1,000人以上1万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	人の手が介在する局面ごとに、以下のような対応事項を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合に行う、住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。				
9. 監査					
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]		
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]		
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発 				
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	人事異動の際には必ずシステムの権限異動を実施し、不正なログイン等がないよう徹底している。システムへのアクセスが可能な職員は、2段階認証(パスワード・静脈認証)によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿(特定個人情報事務取扱担当者名簿)を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、システムの制限としては、職員に対して使用できる権限と端末への権限と2つ設定しているので、これらの2つの権限が一致しなければ使用できなくなっている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用させるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

变更箇所